

2021年12月17日
日 本 銀 行

「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」の
一部改正等について

日本銀行は、令和3年12月16・17日の政策委員会・金融政策決定
会合において、新型コロナウイルス感染症への対応として、中小企業等の
資金繰りを引き続き支援していく観点から、下記の諸措置を講ずることを
決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」（令和2年4月27日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「貸出促進付利制度基本要領」（令和3年3月19日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

(1. および2. について)

企 画 局 中嶋・和田 (03-3277-2877)

(3. および4. について)

企 画 局 中嶋・武田 (03-3277-2877)

「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」中
一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動への影響を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、民間部門における金融面の円滑確保に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、時限的な措置として、金融支援特別オペレーション（適格担保を担保として、共通担保として差入れられている民間債務の担保価額および新型コロナウイルス感染症対応として行われている中小企業等への融資残高の合計額の範囲内で資金供給を行う公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

○ 8. を次のとおり改める（全面改正）。

8. 貸付先ごとの新規の貸付けにかかる貸付限度額

貸付日ごとの貸付先ごとの新規の貸付けにかかる貸付限度額は、それぞれ次の（1）および（2）のとおりとする。ただし、貸付実行時点における当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

（1）プロパー融資を対象とする貸付け

次のイ. からロ. を控除した金額（零を下回る場合は零とする。）とする。

イ. 別に定める時点において各貸付先が新型コロナウイルス感染症対

応として行っている中小企業等への融資の残高に相当する金額のうち、政府が予算上の措置を講じた信用保証協会による保証または利子減免にかかる制度を利用して行っている融資（以下「制度融資」という。）に融資条件の面で準じる融資（以下「プロパー融資」という。）の残高に相当する金額

ロ． 入札時点における各貸付先に対する（１）に基づく貸付け（当該新規の貸付けにかかる貸付日に返済期日が到来するものを除く。）の残高および令和４年３月３１日以前に実行されたこの基本要領に基づく貸付け（当該新規の貸付けにかかる貸付日に返済期日が到来するものを除く。）の残高の合計金額

（２）制度融資を対象とする貸付け

次のイ． からロ． を控除した金額（零を下回る場合は零とする。）とする。ただし、ハ． に定める金額を超えないものとする。

イ． 別に定める時点における各貸付先の制度融資の残高に相当する金額

ロ． 入札時点における各貸付先に対する（２）に基づく貸付け（当該新規の貸付けにかかる貸付日に返済期日が到来するものを除く。）の残高に相当する金額

ハ． 別に定める時点における各貸付先のプロパー融資の残高および制度融資の残高の合計金額から、入札時点における各貸付先に対するこの基本要領に基づく貸付け（当該新規の貸付けにかかる貸付日に返済期日が到来するものを除く。）の残高に相当する金額を控除した金額（零を下回る場合は零とする。）

○ ９． を横線のとおり改める。

９． 貸付受付期間

令和４年~~3~~9月~~31~~30日までとする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、令和4年~~3~~9月~~31~~30日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

この一部改正は、令和4年4月1日から実施する。

「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」 中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 系統中央機関は、予め、この特則に基づき、系統中央機関より貸付けを受けることを希望する会員金融機関に、次の（1）または（2）の報告を求めると改める。

（1）各系統中央機関が適格と認めた、~~基本要領 8.（1）に記載された債務等の民間債務（以下「適格民間債務」という。）の担保差入れ~~定めるプロパー融資の残高

（2）基本要領 8. ~~（2）~~（1）に定める制度融資の残高の報告

○ 2. を次のとおり改める（全面改正）。

2. 基本要領 8. の規定にかかわらず、この特則に基づく貸付けを受ける場合の貸付日ごとの各系統中央機関の新規の貸付けにかかる貸付限度額は、それぞれ次の（1）および（2）のとおりとする。ただし、貸付実行時点における当該系統中央機関が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

（1）プロパー融資を対象とする貸付け

基本要領 8.（1）に基づく貸付限度額に、会員金融機関ごとに算出した次のイ. からロ. を控除した金額（零を下回る場合は零とする。）の合計金額を加えた金額とする。

イ. 1. により当該会員金融機関が当該系統中央機関に報告した、プロパー融資の残高に相当する金額

ロ. 別に定める時点における、3. (1)にかかると当該系統中央機関から当該会員金融機関への貸付け（当該新規の貸付けの資金を原資として行う貸付けにかかる貸付日に返済期日が到来するものを除く。）の残高および令和4年3月31日以前に実行されたこの特則に基づく当該系統中央機関から当該会員金融機関への貸付け（当該新規の貸付けの資金を原資として行う貸付けにかかる貸付日に返済期日が到来するものを除く。）の残高の合計金額

(2) 制度融資を対象とする貸付け

基本要領8. (2)に基づく貸付限度額に、会員金融機関ごとに算出した次のイ. からロ. を控除した金額（ハ. に定める金額を超えないものとする。また、零を下回る場合は零とする。）の合計金額を加えた金額とする。

イ. 1. により当該会員金融機関が当該系統中央機関に報告した、制度融資の残高に相当する金額

ロ. 別に定める時点における、3. (2)にかかると当該系統中央機関から当該会員金融機関への貸付け（当該新規の貸付けの資金を原資として行う貸付けにかかる貸付日に返済期日が到来するものを除く。）の残高に相当する金額

ハ. 1. により当該会員金融機関が当該系統中央機関に報告した、プロパー融資の残高および制度融資の残高の合計金額から、別に定める時点における、この特則に基づく当該中央系統機関から当該会員金融機関への貸付け（当該新規の貸付けの資金を原資として行う貸付けにかかる貸付日に返済期日が到来するものを除く。）の残高に相当する金額を控除した金額（零を下回る場合は零とする。）

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 各系統中央機関は、1. ~~（1）または（2）~~の報告を行った会員金融

機関に対して、当該会員金融機関にかかる~~2.1~~次の（1）およびまたは（2）の合計額金額の範囲内で希望する金額に応じて、本特則に基づき貸付けを受けた資金を原資として新規の貸付けを行う。この場合、貸付期間、貸付利率等については、本行から受けた貸付けと同等の条件によるものとする。

（1） 2.（1）で算出した当該会員金融機関にかかる金額

（2） 2.（2）で算出した当該会員金融機関にかかる金額

○ 附則を横線のとおり改める。

（附則）

本措置は、総裁が別に定める日から実施し、令和4年~~3~~9月~~31~~30日をもって廃止する。

（附則）

この一部改正は、令和4年4月1日から実施する。

「補完当座預金制度基本要領」中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 適用利率

- (1) }
(2) } 略（不変）

- (3) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額および(2)の金額を減じた金額（零を下回る場合を除く。）のうち、次のイ. からハ. までの合計金額からニ. の金額を控除した金額に満つるまでの金額については、年0%とする。

イ. 略（不変）

ロ. 付利対象積み期間における「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙1.）、「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日付政委第12号別紙1.。以下「新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領」という。）、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（令和2年3月16日付政委第14号別紙3.）および「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（令和3年9月22日付政委第55号別紙1.）に基づく借入れ（円建てのものに限る。以下同じ。）の平均残高

ハ. ロ. の残高から付利対象積み期間における新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領8. (2) に基づく借入れの平均残高を控除した金額のうち、平成28年3月末における「貸出支援基金運営基本要領」および廃止前の「被災地金融機関を支援するための資金供給

オペレーション基本要領」(平成23年4月28日付政委第36号別紙1.)に基づく借入れの合計残高を上回る金額に別に定める一定比率(基準比率が零より大きい場合には1とし、基準比率が零の場合には零以上1以下とする。以下「加算比率」という。)を乗じた金額

ニ. 略(不変)

(4) 略(不変)

(附則)

この一部改正は、令和4年4月1日から実施する。

「貸出促進付利制度基本要領」中一部改正

- 3. を次のとおり改める（全面改正）。

3. 適用利率および付利対象金額

2. (1) から (5) までに掲げる貸付に応じた当座預金残高を、カテゴリーⅠ、カテゴリーⅡおよびカテゴリーⅢに区分し、それぞれの適用利率を年0.2%、年0.1%および年0%としたうえで、それぞれの付利対象金額を次の各号の別に当該各号に掲げるとおりとする。

(1) カテゴリーⅠ対象金額

付利を行う積み期間（準備預金制度に関する法律（昭和32年法律第135号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する1月間をいう。以下「付利対象積み期間」という。）における当座預金の平均残高から法第2条第2項に定める法定準備預金額（以下「法定準備預金額」という。）を減じた金額（零を下回る場合を除く。）のうち、当該積み期間中の毎日における次のイ. またはロ. のいずれか小さい方の金額の当該積み期間における平均の金額に満つるまでの金額

イ. 別に定める時点における新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領8. (1) イ. に規定する金額（系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫をいう。）の場合は、その会員である金融機関から報告を受けた「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」（令和2年4月27日付政委第26号別紙1.）1. (1) の金額を加えた金額）

ロ. 新型コロナ対応金融支援特別オペにかかる借入れの残高から新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領8. (2) にかかる借入れの

残高を控除した金額

(2) カテゴリーⅡ対象金額

次の各号の期間の別に当該各号に掲げる金額

イ. 令和4年3月31日以前に実行された新型コロナ対応金融支援特別オペの返済期日のうち最後に到来する返済期日が属する積み期間まで

付利対象積み期間における当座預金の平均残高から法定準備預金額およびカテゴリーⅠ対象金額を減じた金額（零を下回る場合を除く。）のうち、当該積み期間中の毎日における（1）ロ. に規定する金額から同イ. に規定する金額を控除した金額（零を下回る場合は零とする。）の当該積み期間における平均の金額に満つるまでの金額

ロ. 令和4年3月31日以前に実行された新型コロナ対応金融支援特別オペの返済期日のうち最後に到来する返済期日が属する積み期間の次の積み期間以降

零

(3) カテゴリーⅢ対象金額

付利対象積み期間における当座預金の平均残高から法定準備預金額、カテゴリーⅠ対象金額およびカテゴリーⅡ対象金額を減じた金額（零を下回る場合を除く。）のうち、当該積み期間中の毎日における次のイ. からホ. までに掲げる金額の当該積み期間における平均の金額の合計金額に満つるまでの金額

イ. 成長基盤強化支援資金供給にかかる借入れの残高

ロ. 貸出増加支援資金供給にかかる借入れの残高

ハ. 次の各号の期間の別に当該各号に掲げる金額

（イ）令和4年3月31日以前に実行された新型コロナ対応金融支援

特別オペの返済期日のうち最後に到来する返済期日が属する積み期間まで

新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領 8. (2) にかかる借入れの残高

(ロ) 令和 4 年 3 月 31 日以前に実行された新型コロナ対応金融支援特別オペの返済期日のうち最後に到来する返済期日が属する積み期間の次の積み期間以降

(1) ロ. に規定する金額から同イ. に規定する金額を控除した金額（零を下回る場合は零とする。）および新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領 8. (2) にかかる借入れの残高の合計金額

ニ. 被災地金融機関支援オペにかかる借入れの残高

ホ. 気候変動対応オペにかかる借入れの残高

(附則)

1. この一部改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
2. 令和 4 年 3 月 16 日を起算日とする積み期間における利息の計算において、3. (1) イ. 中「新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領 8. (1) イ. 」とあるのは、「改正前の新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領 8. (2) ロ. 」、「「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」（令和 2 年 4 月 27 日付政委第 26 号別紙 1. ） 1. (1) の金額」とあるのは、「改正前の「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」（令和 2 年 4 月 27 日付政委第 26 号別紙 1. ） 1. (2) により報告を受けた金額」と読み替えるものとする。